

議会改革推進特別委員会

令和7年7月24日

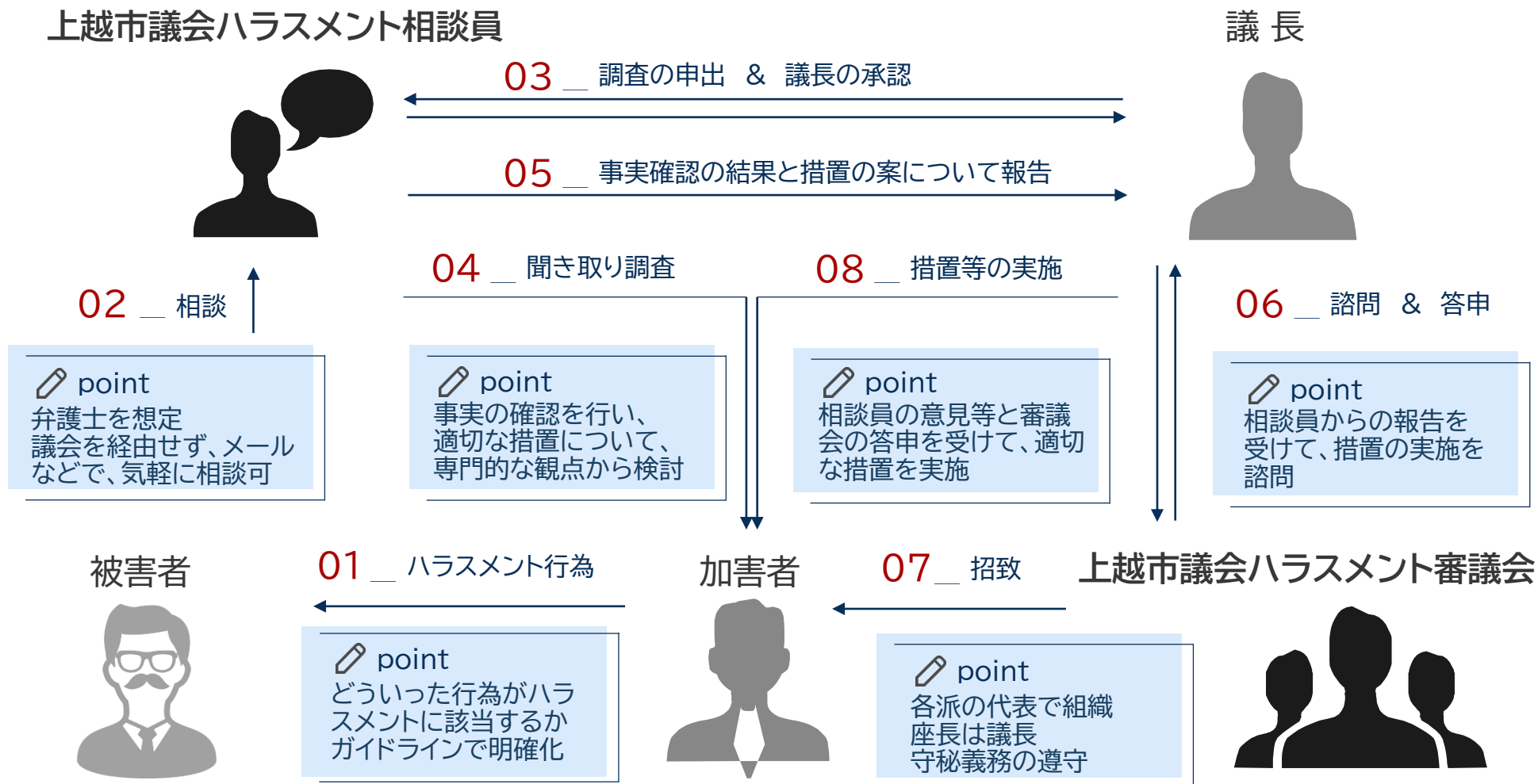
内容

- | | | | |
|----|--|---|---------------|
| 01 | 経過報告
上越市議会ハラスメント相談体制(案)について | … | オンライン委員会検討分科会 |
| 02 | 経過報告
通年会期制度に関する条例等案について
総括質疑について | … | 通年会期制導入検討分科会 |
| 03 | 経過報告 | … | 議会基本条例等検討分科会 |

上越市議会ハラスメント相談体制(案)について

オンライン委員会検討分科会

上越市議会ハラスメント相談体制(案)の概要 体制図

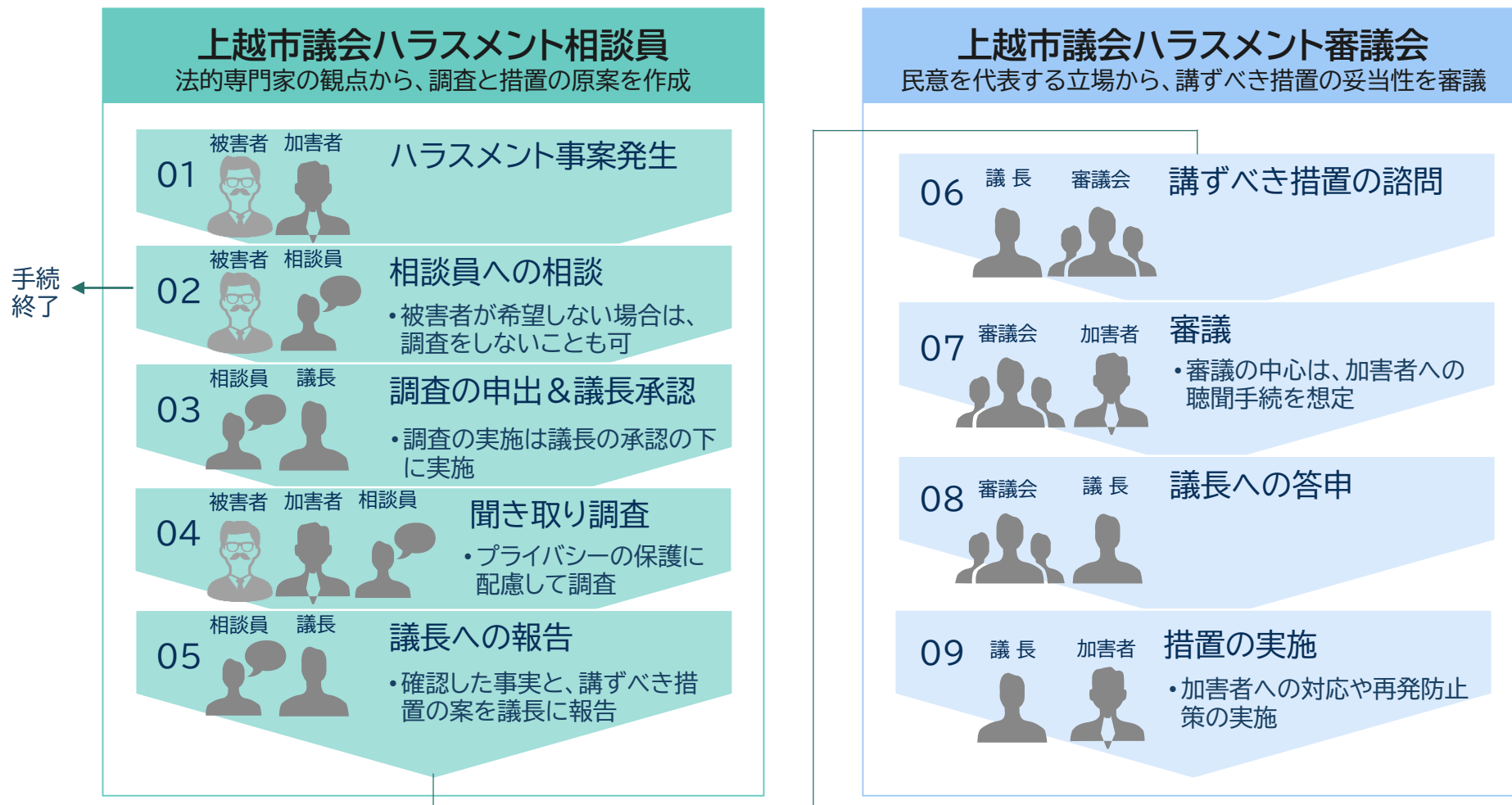


上越市議会ハラスメント相談体制(案)について

オンライン委員会検討分科会

上越市議会ハラスメント相談体制(案)の概要 フロー図

上越市議会のハラスメント相談体制の柱は、「相談員」と「審議会」



ガイドラインについて

R8年1月を目途に分科会にて案を作成し、後日の委員会にてお諮りする予定

ガイドラインの骨子案

1 ハラスメントの定義	・ 議会におけるハラスメントの明確化によって、行動基準を提示
2 ハラスメントの対象・適用範囲	・ 議会におけるハラスメントの明確化によって、行動基準を提示
3 ハラスメントの対応について	・ 研修の実施や相談体制など、議会におけるハラスメント対応策を記述
4 相談体制	・ 相談方法や流れ、調査に応じる義務など、相談体制について記述
5 対応の公表	・ プライバシーの保護と開かれた議会の観点から、事案の公表基準を明確化
6 二次被害防止	・ 関係者の秘密保持義務、加害者からの報復防止策等の明示
7 虚偽申立の禁止	・ 相談体制を利用した不正行為を禁じる旨を明示

上越市議会ハラスメント相談体制(案)について

オンライン委員会検討分科会

上越市議会ハラスメント相談員の委嘱等に向けた準備について

予算要求に向けた準備作業について、分科会に一任いただきたい

1 相談員	相談員は、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者とし、弁護士を想定
2 職 務	ハラスメントを受けた議員(申立人)の申し立てに基づいて、ハラスメントを受けたとする議員(被申立人)に対しての聞き取りを始め、必要な調査を行い、事実の確認と適切な措置の実施について報告する。調査は議長の承認の下に実施
3 選 任	各会派等から市内の弁護士の推薦をいただき、選出する方法 または 弁護士会に選出依頼をする方法のいずれか
4 人 数	申立人が相談員を選択できるようにするため、数人の相談員を置くことを検討
5 その他	上記のほか、弁護士と協議の上決定すべき事項

今後の進め方

本日の提案について、意見等あれば、8/4(月)までに事務局に提出



01 総括質疑の課題

1. 課題の再確認

分科会では、前回の議論を踏まえ、委員の意見から課題を再確認

①	総括質疑の定義と内容が不明瞭	・ 不明瞭になっている点は改革が必要 ・ 発言者について明文化すればよいのではないか
②	総括質疑の本来あるべき姿と現在の運用に乖離	・ 総括質疑は、議案に関する不明点を質す質疑であることから、会派を代表するというやり方には疑問 ・ 総括質疑は、議員個々が持つ権限で、会派でなければできないなどという議論にはならない

2. 課題の解消に向けた検討と目標

①研究

②改善

③明文化

- ① あるべき姿と現状の乖離 … 質疑のあるべき姿を研究し、現状に課題があれば改善
- ② 定義・内容の不明確な点 … 委員会の議論を経て、明文化を目指す

02 総括質疑の研究

1. 総括質疑の歴史

昭和

50
年代

- 前半ごろまで、会派から複数の議員が総括質疑をしていることが確認できる
- 後半には、会派から1人が代表して行うことが定着

平成

21
年

- 各派代表者会議において、総括質疑のあり方を検討
- 議員の権利を前提としながら、円滑な議会運営の観点から検討したが、最終的には現状維持とした

令和

2~3
年

- 令和2年に、「質疑は議員固有の権利であるが、各人は円滑な議会運営の趣旨を踏まえる。明文化しない」との結論
- 令和3年には、議運委員長から今後議論を行っていく旨の発言があったが、なされないまま現在に至る

02 総括質疑の研究

2. 総括質疑に関する諸原則

会議規則	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、～略～、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。～略～ (質疑の回数) 第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、～略～ (発言時間の制限) 第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
地方議会運営辞典	現に議題となっている事件については、提出者の趣旨説明があった後、討論、表決に入る前、当該事件について疑義を質すために行う発言をいう。 質疑は、あくまでも議題となっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見を質すためのものである。 また、「質疑は、同一議員につき、同一課題について2回(県)をこえることができない」とされている(標準会議規則)。これは、特定の者の持つ疑義を際限もなく質問させることは、他の者の発言にも影響し、議事の円滑な進行の妨げとなるばかりでなく、その必要もあまりない。 本会議中心の議会運営を行う町村議会での議案審議は、極力本会議で尽くすのがよい。委員会中心主義をとる議会や委員会に付託する事件については、本会議では重要点又は概要の質疑に止める運用が適当である。 「質疑」についての項目から引用

- 質疑は、議案への賛否等の態度決定に不可欠なものであるが、他の者の発言への影響を回避するなどの点から制限されうるものである
- 委員会中心主義を採る市議会においては、大局的な観点からの質疑が求められる

総括質疑について

通年会期制導入検討分科会

02 総括質疑の研究

3. 質疑の実施状況の他市議会との比較

R7年3月定例会の会議で比較

	提案説明			質疑(代表質問)		
	説明者	分量(字数)	内容	質疑	分量など	その他
上越市	市長 管理者	20,000字	(1)当初予算 (2)補正予算 (3)その他の議案	6人	—	・市政運営に関する所信を述べる
新潟市	市長	補正予算 2,000字 当初予算 6,000字	(1)補正予算 (2)その他の議案 (3)当初予算 (4)組織改編 (5)その他の議案	0人	—	・市長が、補正予算、当初予算の順に、個別に説明、個別に質疑 ・当初予算時には、市政運営の所信との発言 ・当初予算の説明は、当市の提案説明に近い形式であるが、議案の説明は簡潔
長岡市	副市長	5,000字	(1)当初予算 (2)補正予算 (3)その他の議案	0人	—	・市長が、開会後に市政執行の基本方針(3,800字)を述べ、副市長が提案説明 ・当初予算、補正予算の順に一括して説明
柏崎市	副市長 各部長	条例等 100~200字 補正予算 12,000字 当初予算 3~7千字	(1)条例案件 (2)補正予算 (3)その他の議案 (4)当初予算	0人 (9人)	代表質問は、 会派ごとに持ち 時間が異なる	・市長が、当初予算の説明前に施政方針演説(12,000字)を述べる → 代表質問 9人 ・代表質問は会派の中で複数発言してよい ・議案ごとの説明。条例等、補正予算の説明は副市長、当初予算の説明は各部長 ・議案ごとに質疑を行う ・予算は総括質疑を行い、款ごとに質疑を行う
会津 若松市	市長	11,000字	(1)施政方針 (2)当初予算 (3)補正予算 (4)その他の議案	6人	持ち時間 15分	・施政方針と合わせて説明を求めるとの発言 ・同一会派から複数人が発言可能 ・委員会審査主義を掲げており、大綱的な観点から質疑が求められる

- 当初予算の提案に合わせた市長の施政方針と提案説明を峻別している市があり、このことに対応して、質問と質疑を分けて実施している市議会がある。

03 総括質疑の改善と明文化

分 析

1. 総括質疑と円滑な議論の調整	長年、発言できる者とできない者を峻別することで実施してきており、議会運営の効率化に資する部分もあるが、会派所属議員も属さない議員も発言が制限される。むしろ、構成人数が多いほど質疑の機会が制限される
2. 質疑と質問	- 当市・他市の提案説明と質疑を概観すると、提案説明は、市政運営の所信表明と議案説明で構成され、区別して実施している市もある - これに対応して、質問と質疑を区別して実施している市議会もある
3. 明文化の必要性	- 総括質疑については、長年の積み重ねに従って実施されてきており、随時見直しの試みもあったが、明文化がされないまま今日に至る - 明文化すべきという意見が一定数あった。

検討の方向

本日の提案(条例等を含む)について、意見等あれば、**8/4(月)までに**事務局に提出

1. 議員は誰でも総括質疑できる旨を確認する
2. 議会運営の円滑化については、発言者を限るのではなく、次の手法により実現を図る
 - ① 一人の持ち時間を検討
 - ② 本会議では、重要な点や概要の質疑が中心となることを確認
3. 質疑と質問の区別については、今後の検討課題とする
4. 理事者側との協議を経て、明文化等を行う